

文書質問答弁書

回 答 日：令和6年6月5日

担 当 部 局：政策推進部

教育委員会

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく荻須智之議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

新図書館について

まだわからない予算

【質問①】

- ① 昨年度末までに、総事業費、定期借地権、賃貸料を示すと聞いていたが、未だに数字が示されない理由は？

【質問①への答弁】

近鉄グループと協議を進める中で、令和6年1月には建物のパースが示されるなどの進捗はあったものの、近鉄グループが進めていた建設会社10数社への概算工事費の見積もり依頼に際し、応諾先の確保及び建設会社からの回答に時間を要したことから、概算工事費を含む総事業費の提示については令和6年4月以降になる旨の申し出があり、床価格及び土地の賃借料等を含む総事業費の提示が後ろ倒しになっております。

また、令和6年4月に入り建物全体の概算工事費は示されたものの、床価格及び土地の賃借料等を含む総事業費の提示までは至らなかった点については、先の議員説明会でご説明したとおりとなります。

【質問②③④】

- ② 当初、3階で1万㎡だったのが、6階の2万㎡に増え、直近では1～2階の商業施設が入ると聞いていた部分にも、市の施設が計画されており、当初、計画上必要な床面積

としていた1万㎡から2倍以上にも増床している。大幅に面積が増えた理由は？

- ③ そもそも、本当に必要にして十分な床面積は、何を根拠に算定したものだったのか？
- ④ この変更は、市が計画を自主的に変更したものか、近鉄不動産側からの提案か、もしくは他に増床しなければならない理由があるのか？

【質問②③④への答弁】

新図書館に係る床面積については、平成30年1月に策定した「中心市街地拠点施設整備基本計画」において、市役所東広場を仮の候補地として、建築可能な延べ床面積を13,150㎡と算出し、施設整備方針を取りまとめております。

新図書館のコンセプトには、『ICTにも対応し、日常の居場所となる全世代を対象とした滞在型図書館』を掲げ、滞在型図書館機能、多世代交流機能、情報発信・コミュニケーション機能、幅広い市民が気軽に立ち寄れる憩いの空間等を位置づけましたが、立地場所については賛否を含め多くのご意見を頂戴しました。

こうしたことから、より具体的で実現性の高い場所を候補地として絞り込むため、平成30年11月議会において、市役所東広場、JR四日市駅直結エリア、近鉄四日市駅直結エリアの3か所を候補地とした可能性調査を行い、その上で近鉄四日市駅直結エリアにおけるスターアイランド建替え案が最も優位性が高いと判断し、近鉄グループと協議を進めることといたしました。

令和2年度からは、スターアイランド跡地計画に係る新図書館等の整備について、近鉄グループと協議を進め、令和3年2月議会において、基本計画策定に向けた令和3年度当初予算を承認いただき、令和3年度から4年度にかけて、スターアイランド跡地における新図書館等に係る基本計画の検討を進めました。

そして、令和4年8月の議員説明会において、その時点での近鉄グループとの協議状況として、図書館と交流施設あわせて約11,500㎡の想定を報告させていただき、近鉄グループと確認書を交換しております。

その後、令和5年2月議会において、複合建物の3階から8階に配置する図書館と交流施設に加え、1階及び2階に配置する観光機能で合計約12,200㎡を新図書館等で確保する計画をお示しし、令和5年度当初予算の承認をいただき、その後、現在まで床面積の計画変更は行っておりません。

近隣の民間企業への影響

【質問⑤】

- ⑤ 民間の有料貸し会議室や、ホテルのワーキング・スペースなる仕事用の部屋や、デスクを有料で貸す企業が複数、近隣に存在し、かねてから、これらの民間企業に、図書館が同一の機能を持った施設を併設することに同意を求めべきと指摘して来た。これらの企業の反応と、図書館が無償で貸し会議室、貸デスクを市民に供給すれば、既に営業中の企業には痛手になると思われるが、既存の事業者側の同意は得られたのか？ また、反応は？ 仮に有料であったとしても、顧客の奪い合いになり、民業圧迫では無いのか？

【質問⑤への答弁】

現図書館においては、広く市民の方が学習するためのスペースとして学習室を用意し、中学生以下のお子さんには児童室の学習スペースの使用をお願いしているところです。

現状、休日や学校のテスト期間に満席となることが多いため、新図書館においては、より広く席数の多い学習スペースの確保を検討しています。

また、昨年度に実施した市民ワークショップ等の意見も踏まえ、友達と集まって勉強できるグループ学習室、パソコン等の持ち込みを禁止し静けさを保つ学習室、隣の席と間仕切りのあるカウンタータイプの学習エリア等種類の異なる学習環境を整えることも検討しています。

これらの学習スペースについては、市民の誰もが学習できる場として必要と考えており、民間の有料の施設とは目的が異なるため、事業者に対し同意を得ることは行っておりません。

そのほか、3階には多世代交流スペースとして、様々なライフスタイルに対応した発表・イベントやワークショップなど、市民が企画する展示や講座といった活動の場であり、練習の場としても使えるスペースを確保する計画としておりました。

こうした利用については、本市の教育施策等の推進や市民の文化活動の増進等を図ることを目的としており、広く市民の方々に利用いただくものとして、他の本市施設の貸館・貸室と同様に、基本的には使用料を納付いただくことを考えております。

あわせて、発災時には、多世代交流スペースを帰宅困難者の受入施設としても活用するなど、民間による貸館・貸室とのすみ分けはできているものと考えております。

【質問⑥】

- ⑥ 図書館と同一建物内のコーヒーショップで買った飲み物等を持参して、図書館内で飲食できる例が、桑名市の様に最近見かけられる。中心市街地は繁華街であり、喫茶店も多数営業している中、近隣の飲食店や喫茶店から客を奪う事にならないのか？ 中心市街地の飲食店にとっては、競合する施設にならないか？

【質問⑥への答弁】

本市が進める中心市街地再開発プロジェクトにおいては、駅や駅前広場と一体的に都市機能を配置していく国直轄事業の「バスタ四日市」の整備、鉄道駅とバスターミナル、商店街等を結ぶ「歩行者デッキ」等の整備といった交通結節機能の確保や、国道1号からJR四日市駅区間におけるPark-PFIを活用した公園整備による賑わい創出とあわせて、新図書館等拠点施設整備や大学等拠点施設の設置といった都市機能の配置に取り組んでおり、プロジェクトを一体的に進めることで相乗効果を生み出し、中心市街地のさらなる価値向上を目的としております。

こうした中、中心市街地再開発プロジェクトに呼応するように、商店街や行政等で組織された「エリアプラットフォーム」において、商店街が目指す将来ビジョンの検討が進み取りまとめが行われるなど、まちなか再生に向けた機運が高まっており、新図書館をはじめとする中心市街地再開発プロジェクトに期待するご意見を多数いただいております

さらに、令和6年2月には、諏訪栄町地区街づくり協議会など中心市街地の商店街関係者の皆様からは「中心市街地における新図書館等拠点施設の整備について」早期実現に向け、要望書を受けるなど、商店街関係者からの期待が大きくなっており、競合するものではないと考えております。

【質問⑦】

- ⑦ 近鉄百貨店や専門書の販売店に及ぶ影響は考慮されているか？また企業側の意見は？

【質問⑦への答弁】

図書館においては図書の閲覧、貸出を行っておりますが、それらの機能は、民間企業における書籍を販売する機能とは異なると考えているため、書籍販売店に特定して意見を伺うことは行っておりません。

今後も必要に応じて、幅広く事業者や市民に意見を聞いてまいります。

図書館の機能は電子図書館に移りつつある今、何故？

【質問⑧】

- ⑧ 米国の公立図書館の購入書籍の95%が電子書籍と聞く。絵本や一部の雑誌は紙媒体として残るが、既存の蔵書もいずれはPDF化され、電子媒体に蓄積されていく。世界中で、紙媒体の図書館がその役目を終えようとしているトレンド（潮流）をどの様には評価しているのか？

【質問⑧への答弁】

議員から紹介いただいたように、アメリカにおける電子図書館サービスの普及率は非常に高く、日本の公共図書館における電子図書の導入率が31%程度であるのに対し、アメリカの公共図書館の電子図書館導入率は95%程度であり、電子資料購入予算の平均も資料費全体の27%程度にまで及ぶと聞いています。

また、既存の図書のデジタル化については、日本の国立国会図書館においても計画的に進められており、著作権保護期間が満了した古い図書等を中心に、電子媒体への蓄積が進められています。

このような電子図書の普及の流れは、近年の生活様式の多様化やインターネット環境に慣れている世代が今後増えていくことに伴うニーズの高まりによって、より一層進んでいくと考えています。

一方で、紙の図書については、多くの本を目の前にして選ぶことができ、実物の図書を手に取ることが内容への集中のしやすさにつながることで、求める書籍を探す過程で別の書籍に出会うことで知的好奇心を掻き立てることなど、電子図書では体験できないことがあり、電子図書の普及が進む中においても、一定のニーズがあると考えています。

【質問⑨】

- ⑨ 紙の書籍を好む市民には、当然配慮が必要だが、今の子ども達は小学生の頃から、タブレットでの読書を習慣付けられており、紙書籍派はこの世代では少数派になる事が明白である。世界中の図書館が生き残りを模索している中、新しい図書館に莫大な費用をかける意義は無い。図書館は本来の機能としての、書籍の貸し出し業務と、読書をする場の2つ機能が大きく変わりつつある。本を読み上げる音声出力機能のついた

電子書籍は既に多く、静かな空間で紙の書籍を読むと言う、これまでの図書館機能は必要なくなっていく。読書は耳で聞くものが主流になり、通勤途中、自動車の中、家事をしながらと言う形態になりつつある。ましてや電子図書には動画も含まれ、VRと呼ばれる仮想現実空間に身を置いての読書が当たり前になっていく。このようなデバイス（電子機器）を整備して、市民に使わせることが図書館の役割の1つにもなるが、主たる使用機会は自宅もしくは移動中になる。ごく近い未来を予想しても、従来型の図書館は必要なくなっていく。昨秋開館した本市の電子図書館は、当初新図書館の開館に合わせて開業する予定であったが、時期を早めてのオープンとなった。なぜ新図書館の開館と同時としていたのかの理由がはっきりしてきたが、市民が先に電子図書館に慣れてしまうと、新図書館が必要なくなる恐れがあるためである。実際、現在の電子図書館を利用していれば、従来型の図書館の必要性は感じない。予算的にも、市が紙書籍と電子書籍の双方を購入し続けていく事は大いに無駄である。このような情勢の中、従来型の図書館の新設にこだわる理由は何か？ 建物を建てることありきなのか？

【質問⑨への答弁】

電子図書館サービスの導入については、平成17年3月の「市民に求められる図書館の将来像」の提言において、伝統的な図書館機能に加え電子図書館機能を併せ持つ「ハイブリッド図書館」としてサービスを提供するよう方針を受けました。

本市においては、距離や時間等の制限により図書館への来館が困難な方に対するサービス向上及び読書バリアフリー法に基づく読書アクセシビリティの実現のため、令和5年10月より電子図書館サービスを導入しました。

令和5年度の半年間における電子図書館の利用実績については、貸出回数が54,000回程度となり、紙の図書と電子図書を合わせた全体の貸出件数の10%以上を占めています。

このことから、議員から紹介いただいたような近年の生活様式の多様化の影響等により、電子図書に対するニーズが高いことがわかります。

一方で、令和5年度における紙の図書の貸出冊数は86万冊程度となり、コロナ禍以前の水準まで戻るなど、電子図書館を導入後も、紙の図書に対するニーズは根強く存在すると考えています。

さらに、令和5年度に実施した新図書館に向けてのワークショップにおいては、現図書館にはない機能の充実、市のシンボルや憩いの場としての役割など、多くの期待の声もいただいています。

本市としては、電子図書と紙の図書の両方に対するニーズを踏まえ、公共図書館として、人々の知る権利と学びの権利を保障するため、建物としての図書館が必要だと判断しています。

また、新図書館整備に向けた検討経緯として、平成30年1月に策定した中心市街地拠点施設整備基本計画において、中心市街地に根差した多様な活動やイベント等の場、それらを支援する幅広いサポート機能や情報発信機能、幅広い年齢層の人々を惹きつけるような魅力的な空間「サードプレイス」として、複合的な機能を組み合わせた空間の創出を目指すこととしております。

あわせて、核となる図書館については、単なる図書の貸し借りの場ではなく、本を楽しむとともに、調べ物や生涯学習もでき、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人々が交流することができる「滞在型図書館」を目指すなかで、議員から紹介いただいた図書の貸出、読書の場の提供の二つの機能の他、図書や記録の収集、保存等を行うとともに、現図書館になかったグループ学習室等の空間を用意することにより、これまでに以上に充実した図書館サービスを提供できるよう努めていきます。

さらに、「多世代交流機能」、「情報発信・コミュニケーション機能」、「幅広い市民の憩いの空間」とともに各機能間の相乗効果を高める施設を目指すことで、人々の交流を通じて中心市街地ににぎわいを創出していきたいと考えております。

在宅勤務、テレワーク、オンライン会議の普及で人が集まらなくなる中心市街地

【質問⑩】

- ⑩ 22世紀を見据えると、中心市街地に人が集まる傾向は無くなっていく。既にテレワーク、オンライン授業、オンライン会議と、人が現実集う機会は激減している。そもそも、こんなご時世に、中心市街地を活性化する意図は何か？

【質問⑩への答弁】

議員がご指摘のように、現在ではテレワークやオンライン授業、オンライン会議等がコミュニケーションツールとして普及するなど、オンラインでできることが広がり、オンラインが日常化している一方、対面等のリアルな交流の役割も重要となっております。

例えば、必要な情報を伝達するという点については、オンラインで十分となりますが、実際に会うからこそ、言葉だけでは伝わりにくいことを伝えることが可能となったり、表情やしぐさ等から相手の反応がはっきりと分かるようになります。

また、実際に会うなかで密にコミュニケーションを取ることで、様々な発見や生産性の向上につながるとも言われており、対面等によるリアルな交流の役割が増大しているものと考えます。

こうした中、現在本市では、リニア中央新幹線の整備によるスーパーメガリージョンの形成に向け、バスタ四日市を含む中央通り再編事業や新図書館を含む複合施設整備、JR四日市駅周辺への大学設置や四日市港への動線となる自由通路の整備などを包含した、中心市街地再開発プロジェクトを進めております。

中心市街地再開発プロジェクトを進める背景として、本格的な少子高齢化、人口減少社会に直面する日本の都市においては、厳しい財政事情もあいまって、将来、市民生活を支える都市機能のサービスレベルの維持が困難となり、地域経済の衰退を招くことが危惧されています。

既に地方都市では喫緊の課題となっており、本市においても、将来に直面する課題であると認識しています。

このような中、現在の四日市市は港湾を中心に産業都市として発展し、内陸部にも国内最大級の半導体工場が立地するなど、三重県のみならず中部圏全体の産業を牽引する役割を担っています。

また、日々の暮らしの中では、中心市街地から放射線状に伸びた鉄道やバス路線を

經由して、多くの市民が居住地から通勤・通学しており、本市の中心市街地には、文化や経済など、様々な交流を生み出していく場であり続ける必要がありますし、今後、リニア中央新幹線の東京・名古屋間が開通することで、ビジネスや観光など新たな交流も期待されます。

こうしたことから、中心市街地再開発プロジェクトにおいては、駅や駅前広場と一体的に都市機能を配置していくため、近鉄四日市駅東側における国直轄事業の「バスター四日市」の整備、鉄道駅とバスターミナル、商店街等を結ぶ「歩行者デッキ」等の整備といった交通結節機能の確保とあわせて、新図書館等拠点施設整備や大学等拠点施設の設置といった都市機能配置に取り組んでおり、中心市街地の価値を高めていくことを目的としております。

現在、中心市街地再開発プロジェクトに呼応して、沿道を中心にホテルやオフィス、マンションの建設といった民間投資も相次ぐなど、まちなか再生に向けた機運が大きく高まっていることから、引き続き、民間事業者によるさらなる開発の誘導を図り、これらの相乗効果を高めることで市域全体にもその効果を波及させ、中部圏域の一翼を担う都市としての新たな魅力づくりに繋げていきたいと考えております。

【質問⑩】

- ⑩ 中心市街地の商店街は、物販業における自動車での買い物客には不便で、郊外型ショッピングモールに押されて低迷している。しかし、本市の中心市街地は飲食店と風俗店中心の盛り場となっており、本市のホテルの宿泊客の80%以上がビジネス客である点では自然な変容であると言える。村上議員が新図書館は風俗店からの距離が近いと指摘されたが、飲食店、風俗店がひしめく地域のコインパーキングに駐車して、風俗街を通過して図書館を利用する事は、理想とは程遠い。わざわざ市のシンボルたる図書館をこの様な立地にする事に市は疑問を抱かなかったのか？ 70年後まで問題ないと言い切れるのか？

【質問⑩への答弁】

本市においては、都市計画の用途地域に基づき、建築基準法による用途制限が課されておりますが、スターアイランド跡地のある諏訪栄町については、危険性の高い一部の工場等の立地を除き、図書館を含む様々な施設が立地可能な商業地域となっております。

一方で、風営法、風営法に基づいて三重県警が定めた「風俗営業等の規制及び業務

の適正化等に関する法律施行条例」においては、店舗型性風俗特殊営業の禁止区域を定めており、本市においては全市域で原則禁止となっておりますが、諏訪栄町や西新地の一部のみで例外として営業が認められております。

しかしながら、風営法においては、学校や図書館、児童福祉施設などの周囲 200m においては、店舗型性風俗特殊営業を営んではいけないとの定めもあり、市内で唯一営業が認められている諏訪栄町や西新地の一部においても、児童館である「四日市市こどもの家」が隣接して立地しておりますが、今後の図書館の立地の有無にかかわらず、新たな店舗型性風俗特殊営業の出店はできない旨、風営法を所管する三重県警に確認しております。

ただし、既に営業しているものについては引き続き営業できるとのことですが、これらの店舗についても、建替えや移築、大幅な増築などについてはできないと伺っております。

市といたしましては、中心市街地の活性化に資するとともに、来館される方々の利便性を高めるためにも、中心市街地への新図書館整備を進めてまいりますが、同時に図書館利用者、特に中高生などの子どもたちが安心して読書や勉強ができる場所として、周辺環境を整えていくことは重要と考えておりますので、客引き行為を防止するなど、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

近鉄四日市駅の乗降客の何%が新図書館に足を運ぶか？

【質問⑫】

- ⑫ 近鉄四日市駅では、1日に45,000人が乗降すると聞くが、これは一宮市駅の約半分であり、駅のトランジット（乗り換え）の形態も異なるが、これまでの調査で、この乗降客の何%が図書館を訪れて、一定の時間を過ごすと思われたのか？ 若しくは紙書籍を借りると予想しているのか？ 実際の平日の乗降客は通勤客と学生がほとんどであり、通勤通学の途中に、わざわざ図書館で時間を潰す市民は少ない様に思われるが？

【質問⑫への答弁】

平成30年の中心市街地拠点施設整備基本計画では、市役所東広場を仮の候補地として検討を取りまとめており、交通手段別の割合については、他都市事例として、中心市街地の主要駅から500mほど離れた場所に図書館が整備された事例を基に、図書館利用者のうち鉄道利用4.3%を見込んでおりました。

その後、スターアイランド跡地で検討することとなったことで、基本計画策定時と比べて駅直近の公共交通の利便性が良い立地となることから、本市と同じ中部圏に位置し、駅直近に図書館整備がなされた一宮市を参考に、図書館利用者の交通手段を見直し、スターアイランド跡地で新図書館を整備する場合には、図書館利用者のうち鉄道利用9.4%を見込み、平日1日あたりの鉄道を利用した図書館利用者としては400人程度を想定しておりました。

まだ 20 年の寿命がある現図書館を除却する矛盾

【質問⑬⑭】

- ⑬ 森市長は、朝明中学校の移転を建物の寿命がまだ 20 年あると言う理由で止めた。しかし、今回の新図書館建設にあたり、同じく 20 年の寿命が残る現図書館は除却する事となった。この矛盾についての説明を求める。現図書館を除却するのであれば、朝明中学校も移転すべきだとの声が地元にはある。この意見に対する答えは？
- ⑭ このように施設ごとにいい加減な判断が下されるのであれば、アセットマネジメントの意味が無く、本来のアセットマネジメント計画ではどうなっていたのか？

【質問⑬⑭への答弁】

本市では、市が保有するすべての公共施設等を対象として、適切な保有と維持管理等に関する基本的な方針を定めた「四日市市公共施設等総合管理計画」を策定しており、本市の小中学校においても、建設から 70 年を目途に改築を行うこととしています。

朝明中学校の校舎については、1971年に建設されておりますが、同時期に建設した建物が多いことから改築時期の重複は避けられず、財政負担が一時期に集中するため、改築時期を分散させ、財政負担を平準化し、計画的に更新を進めてまいります。

なお、朝明中学校移転建替の中止の理由としましては、校舎が 20 年持つからとの理由だけではなく、市内中学校に対する公平・公正なサービス提供の観点からも問題があることから、移転中止としております。

なお、朝明中学校では、北校舎の大規模改修や段差のある体育館へ南校舎 2 階から水平に移動できる廊下の新築、昇降口兼渡り廊下の改修など、それぞれの教育環境の充実に向けた取り組みを進めてきたところです。

一方、現在の図書館については、竣工から 50 年が経過しており、時代のニーズに合った新図書館の整備に向けて、平成 17 年からあり方等についての検討を重ねてきております。

平成 27 年度には、商店街関係者も参加する「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」を設け、中心市街地の活性化につながるような拠点施設の整備に向けた可能性と考え方について報告をいただくとともに、平成 28 年度には、四日市市議会議員政策研究会「新しい図書館を考える分科会」からいただいた、立地場所の選定にあたっては学生や高齢者への配慮、中心市街地の活性化といった観点から近鉄・JR 四日市

駅周辺での場所選定が望ましいとのご意見を踏まえ、現在、新図書館を中心とした中心市街地拠点施設の整備に向けた取り組みを進めているところとなります。

なお、新図書館整備については、中心市街地再開発プロジェクトの一環としてとらえ、中央通り再編やバスタ四日市、大学等の設置と一体的に進めることで相乗効果を生み出し、中心市街地のさらなる価値向上を目指してまいります。

次に、本市のアセットマネジメント計画との整合については、四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針において、基本理念に『市民にとって必要なサービスを持続的に提供していくための「公共施設の適正管理」』を掲げ、この実現に向けて、公共施設の最適化、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、施設更新に備えた財源確保、社会環境の変化や社会的要請への対応といった、4つの方針を定めております。

このような基本的な考え方を踏まえ、個々の公共施設について、サービス提供の必要性や、利用状況、将来的なニーズの変化を検討し、施設の方向性を決定することとしております。

現図書館の施設評価としては、竣工から50年が経過し老朽化対策が必要であること、多目的トイレの不足や授乳室の未整備などユニバーサルデザインへの対応が不十分な点があること、延床面積に対して年間利用者が多く、閲覧・学習用スペースが不足していること、図書が並んだ開架スペースが狭く本棚が高くなっており、大地震時の書籍の飛び出し・落下による人への危害の懸念があることなどが挙げられ、時代のニーズに合わなくなってきた現図書館の建替えを求める声が多く集まっていることから、前総合計画に「市民ニーズに合わせた図書館づくり」を位置づけ新図書館整備事業を進めているところとなります。

ただし、新図書館への移転までの期間は施設の安全性を確保し、図書館サービスを継続して提供できるよう、現施設の維持に向け、建物や空調・配管等の設備の保守点検等を定期的に行い、必要な修繕を適宜することとしております。

そして、新図書館整備後には現図書館を除却することとしており、用途廃止を迎えた施設については原則除却するという公共施設マネジメントに関する基本方針の考え方にも違うものではないと認識しております。

【質問⑮⑯⑰】

- ⑮ 当初、現図書館は子育て世代と近隣の高齢者に配慮して、規模を小さくした上で、書

庫と移動図書館のプラットフォームとしても引き続き操業する予定であった。これが除却され、土地も売却される事になったと聞くが現図書館を残して担わせる予定だった上記の機能は、新図書館が駅前であり、駐車場から離れており、子育て世代と高齢者は来館し辛く、一宮市の例の如くこれらの利用者の激減が予想される。また、書庫と移動図書館のプラットフォームは別の場所に新築することになる。結局、新図書館にすべての機能を集約することはできず、図書館が2館体制になってしまう。これは本来の移転ではなく、増館である。この決定には一切議会は関与しておらず、市側が独自に新たな書庫と移動図書館のプラットフォーム、並びに子育て世代と高齢者に配慮した図書館機能を持った施設を建設することになる。この場所と予算は新図書館の計画と同時に進められるべきであるが、現在どうなっているか？ 何故、予算を計上しないのか？

- ⑯ 2館体制になると言う事は、当初の図書館新設計画とは全く異なり、その可否を議会に求めるべきではないのか？
- ⑰ 新図書館だけですべての機能を網羅する事は不可能なので、現計画は議会に示されていた図書館の移転施設とは異なる。このような大幅な変更を議会の承認なしに進めてきた根拠は何か？

【質問⑯⑰への答弁】

先の議員説明会でもご説明させていただいたように、近鉄グループから図書館に係る床価格及び土地の賃借料等を含む総事業費の提示がなかったことに加え、事業延期に対する再開時期が未定であることから、本市としてはスターアイランド跡地での新図書館整備を断念することとなりましたが、当時の考え方についてご説明させていただきます。

令和6年2月の一般質問でもご質問いただき答弁させていただいたところとなりますが、閉架書庫や自動車文庫の拠点、低年齢の子どもと保護者を対象とする機能を継続して利用する場合には、不要な部分の減築などに約2億4千万円かかることとなります。

仮に減築せず建物をそのまま使用する場合においても、設備等の更新に約1億円の費用が必要になるとともに、無駄なスペースが多く公共施設の有効活用ができず、維持管理費もかかってきます。

また、20年後には建物本体の耐用年数を迎えることから、先に述べた3つの機能を確保した建物を新たに整備するには約6億円が必要になってまいります。

当時の考え方としては、平成30年1月に策定した中心市街地拠点施設整備基本計

画のとおり、低年齢の子どもと保護者を対象とした機能を新図書館で一元化し、自動車文庫の拠点と閉架書庫を別の市有地で新設するとともに、現図書館を除却するという案が最も整備コストを低く抑えることができると判断いたしました。

また、「図書館が2館体制になってしまう」とのご指摘をいただきましたが、現図書館については、新図書館整備後にはその機能のほとんど全てが新図書館に移り、図書館としての用途は廃止となるため、2館体制になるものとは考えておりません。

70年後の四日市市の財政規模

【質問⑱⑲⑳】

- ⑱ 近年、当市の人口は毎年 2500 人ずつ減っており、70 年後には 15 万人程度になるとも予想できる。人口が半分、すなわち財政規模も半分になった本市に、定期借地権料と賃貸料を支払うゆとりはあるのかとの疑念がある。当然、将来の人口動態と財政規模を予想した上での新図書館建設計画であると思われるが、70 年間無理なく支払える予算額であるのか？ またその根拠は？
- ⑲ 今回の投資によって将来の市の財政が逼迫することも考えられる。これに対しての市の考えは？
- ⑳ 現在、図書館は市民生活に必要不可欠な施設ではあるが、前述の如くリアル（現実）の書籍の図書館は無くなっていくので、不必要な施設になって行くと考えられる。そのような施設に毎年高額の賃貸料を支払い続ける事は、市政にとって有益とは言い難い。これに対する市の考えを問う。

【質問⑱⑲⑳への答弁】

はじめに、本市における人口推計と令和以降の人口動向についてご説明させていただきます。

現在の総合計画における人口推計では、20 年後の令和 27 年時点において、本市人口は約 28 万人になるものと推計しております。

また、今年度進めている総合計画の中間見直しに向け、直近の令和 5 年の住民基本台帳人口をベースに推計すると、令和 27 年時点において総合計画策定時と同程度の約 28.3 万人になるものと推計しております。

なお、令和に入ってから人口動向としては、年平均約 870 人の減少となっております。

次に、概算工事費の推計と今後の対応方針についてご説明させていただきます。

本文書質問における質問①の答弁でも書かせていただきましたように、基本設計のとりまとめに向け、近鉄グループが建設会社 10 数社に対して見積り依頼をかけたものの、応諾が 1 社となり建物全体の整備費用が約 390 億円と高騰したことの報告にあわせて、事業環境が整っていないことを理由に延期の申し出がありました。

この建物全体の整備費用約 390 億円に占める本市負担額として約 210 億円が見込まれることに加え、本市が進めている基本設計に基づく内装や設備等の概算工事費約 60

億円を加味すると、新図書館等の整備に係る概算工事費が約 270 億円となり、本市が想定した内装や設備等を含む概算工事費約 120 億円～150 億円を大きく超えるものと推計しました。

今回、近鉄グループからの報告に基づき推計した概算工事費約 270 億円を基に事業を進めることについては、本市の財政逼迫につながりかねないことから、スターアイランド跡地における複合施設としての新図書館整備は断念することとしております。

しかしながら、議員がご説明の通り、図書館は市民生活に必要不可欠な施設であるとともに、四日市自治会連合会や商店街関係者等から新図書館等拠点施設の早期実現に向けた要望が提出されるなど、市民の期待が大きいことから、本市単独での新図書館等の整備について、中心市街地における他の候補地も含めた可能性を探っていくこととし、検討状況についてできるだけ速やかに報告したいと考えております。

また、一般的に 30 万人都市において、本市が計画している規模の図書館を建設し維持していくことは可能であると考えております。

図書館へ徒歩圏内の住民の人口は市全体の何%か？

【質問⑳】

㉑図書館に家が近いと言う立地は、その家の不動産価値を高めるので、新図書館近隣の住民の方々にとっては有難い事だ。しかし、現在、市の人口中心が羽津地区である事を鑑みると、今後マンションが新設され続ければ、中心市街地の人口は維持できるであろうが、実際には老朽化したマンションも増えて行き、何れは住人の人口は減少していき、人口中心は益々桑名市寄りに移動していくと予想される。

現在、中心市街地で新図書館に徒歩圏内の人口は何人か？

また、今後はどれくらい増加または減少する可能性が有るのか？

70年後には寿命を終えても、解体費用が足りずにそのまま遺棄されたマンションが林立するスラム街になっているのではないかとの意見もある。湯の山温泉街の遺棄された廃屋の旅館のように。決してそうしてはならないが、周辺の定期借地権の設定の無いマンションが健全に解体され、新しいマンションが再建されるためには新図書館は有効と考えられる。しかし、本市の全人口から観て、一部の中心市街地住民の利便性、個人資産価値の増大のために膨大な税金が投入されることについて、平等性の点で、市の見解を問う。

【質問㉑への答弁】

はじめに、「徒歩圏内」の定義については、一般的に時間にして10分～15分程度、距離にして0.8km～1.2km程度と言われており、スターアイランド跡地を中心とすると、概ね中心市街地活性化基本計画で位置づけた「中心市街地」約185haの範囲と重なります。

この範囲にお住まいの方々が新図書館の徒歩圏に入るものとする、令和5年時点で約12,700人の方々が対象となり、近年の人口動向としては、多くのマンション建設なども相まって緩やかな増加傾向となっております。

こうした中、本文書質問における質問㉑の答弁でも書かせていただきましたように、新図書館整備を含む中心市街地再開発プロジェクトの実施により、中心市街地の魅力を高めることで、市域全体への波及による活性化につなげてまいりたいと考えております。

南海トラフ地震等の大地震で建物にダメージを受けた場合の対応

【質問⑳㉓】

- ㉒最近の図書館は本市市役所と同じ免震構造で建設される例が多いが、本計画では単なる耐震構造である。大地震の時、書架から書籍が飛び出して、痛むことを防ぐことが免震構造の目的である。大地震によって、建物自体が半壊、全壊となった場合。また、そこまで至らずとも、大きなダメージを受けた場合の補修費、解体建設費に対しては、誰がその責任を負うのか？ 定期借地権による建物の建設と、地震による損壊に対して、一般に家主と店子の責任の分担はどうなっているのか？ また、本物件については近鉄不動産か？ 市か？
- ㉓この地震災害をカバーできる保険は有るのか？ 有れば、年間保険料の金額は幾らと査定されているか？

【質問㉒㉓への答弁】

本市としてはスターアイランド跡地での新図書館整備を断念することとなりましたが、当時の考え方についてご説明させていただきます。

国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」によると、免震構造は原則として、大地震動に対しても機能保持及び収容物の保全が特に必要な官庁施設について適用するとなっております。

これは、大地震動に対して無被害あるいは軽微な損傷に止まり、災害応急対策活動等の機能を十分確保しなければならない施設が対象となり、災害対策本部を有する本庁舎のような建物は免震構造にしなければなりません。耐震構造と比べてイニシャルコストが高いことや、免震装置の定期的点検費用が必要となります。

これに対し、新図書館に係る耐震性能については、同基準に基づき、多数の者が利用する官庁施設として「耐震構造」を採用することとしております。

また、新図書館については、近鉄四日市駅やバスタに隣接しているため、地震時に発生する帰宅困難者の一時的受入施設としての活用も視野に、指定緊急避難場所として利用できるよう、建築基準法で定める最低限の耐震性能よりも耐震性能を高めております。

こうした中、議員ご指摘の通り、大地震時の書籍の飛び出しなどに対しては、「落下防止バー」と呼ばれる、平常時には書籍の出し入れに支障とならない位置に下がっているバーが、一定レベルの揺れを感知すると自動的に棚の前に上がり、書籍の落下を

抑える仕組みの導入や、家具類の固定など、必要な対策を講じてまいります。

次に、地震で損傷した建物の補修等に関してお答えさせていただきます。

区分所有権が設定された建物については、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、区分所有者全員で管理組合を構成することとなります。

区分所有建物においては、それぞれの区分所有者が単独で所有している「専有部分」と、区分所有者が全員で共有している「共用部分」から構成され、区分所有者が共同で使用する廊下、階段、エレベーター、外壁などに加え、専有部分の外部にある電気・ガス・水道設備や、管理規約で定めたものが共用部分となります。

専有部分については、区分所有者が自由に管理・維持ができますが、共用部分と分離しているわけではなく、建物全体の管理や修繕、建て替えなどについては、すべての区分所有者で話し合い決定していくため、管理組合を全員で構成するものとなります。

また、一般的な区分所有建物に対する地震保険の契約方法としては、専有部分は区分所有者が個々に地震保険を契約し、共用部分は管理組合が一括して契約することとなります。

このため、地震により建物全体が損傷した際には、共用部分は管理組合が補修等の対応を行うこととなるため、損傷の程度により地震保険による対応または修繕積立金の活用を選択することとなり、専有部分は区分所有者による個々の対応となります。

今回、スターアイランド跡地における複合施設としての新図書館整備は断念したことから、現状においては、地震保険その他の損害保険の契約内容を含む管理費や、修繕積立金の協議を進める段階に至っておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、管理費や修繕積立金の負担額については、一般的には、各区分所有者における専有部分の床面積割合に基づく共用部分の共有持分割合により算出されることとなります。

以上